

平成28年第2回竹原市議会定例会議事日程 第4号

平成28年6月24日（金） 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第34号 竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 議案第35号 竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 議案第38号 竹原市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4 議案第39号 平成28年度竹原市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第36号 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6 議案第37号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第40号 平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 閉会中の継続審査について

平成28年6月24日開議

(平成28年6月24日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	谷 岡 亨	出 席
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨	出 席

午前9時54分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第4号を配付致しております。この日程表のとおり会議を進めます。

---

日程第1～日程第4

議長（北元 豊君） 日程第1，議案第34号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案から日程第4，議案第39号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第1号）の4件を一括議題と致します。

本件は総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

3番山元経穂総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） 竹原市議会議長北元豊様。

総務文教常任委員長山元経穂。

委員会審査報告書。

本委員会において付託の事件は、6月15，17，21日に慎重審議を行い、結果下記のとおり決定したから、会議規則第110条の規定により報告致します。

記

議案第34号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第35号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第38号竹原市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第39号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第1号），原案可決。

なお、全て全会一致であります。

議長（北元 豊君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

松本議員。

13番（松本 進君） 2点ほど簡潔に伺ってみたいと。

先ほど委員長は、議案第34号等原案可決というふうに言われました。それで、原案可

決ということですから、報告者としての委員長の所見を含めてお尋ねしたいのは、議案第34号……。

議長（北元 豊君） ちょっと待ってください。議案経過についての報告を求めるということであれば……。

13番（松本 進君） わかりました。

議案経過の内容のことなんですけれども、議案第34号で小中一貫校教育に伴って吉名小学校へ吉名中学校が併設されると、これに関連する学校設置条例であります。それで、内容について私も委員会外の議員として、この小中学校義務教育の設置基準、設備基準等々が、これは義務付けされた位置付けをされています。それはなぜかということ、子どもたちの安全や快適な学習環境……。

議長（北元 豊君） 松本議員、いま一度申し上げますが、そのものに対する質疑ではなくて、議案の経過についての質疑に対しての経過報告を求めるというんであればよろしいです。

13番（松本 進君） だから、原案可決という報告しかないからその経過について、今質問する前の位置付けとして、学校設備とか整備基準は義務規定されてますよと、その中で私も質問しましたがけれども、吉名小学校では耐震基準が満たされていないということで私もその確認をしたんですけれども、求めたんですけれども、子どもたちの安全という点で明確な答弁がなかったわけです。ですから、そういった分の経過がどういう扱われ方をされたのかということ、この点について確認しておきたいと。

それから……。

（「議長，整理」と呼ぶ者あり）

議長（北元 豊君） ただいま言いますように、松本議員、審議の経過について委員長報告で求めるのであればよろしいと思います。

13番（松本 進君） だから、経過のことを聞いているんじゃないですか。

議長（北元 豊君） だから、経過で一応内容を聞いてみてください。委員長報告で……。

（「休憩してからせえせえ，議運で」と呼ぶ者あり）

13番（松本 進君） 原案可決だけです。だから、その経過、私がそういった安全上の分の経過はどういう扱いされたんかということ、聞いていないんじゃないですか。

議長（北元 豊君） 暫時休憩をして整理を致します。

午前10時00分 休憩

午前10時28分 再開

議長（北元 豊君） 休憩を閉じ会議を再開致します。

松本議員。

13番（松本 進君） 議案第34号については、学校施設の整備基準等々の安全審査はどのようにされましたか、明確に教えてください。

それから、議案第35号の水道事業給水条例について、1つは県用水の活用、もう一つは公平な負担の審査、委員会としてどのように審査されましたか、明確に教えてください。

議長（北元 豊君） 山元議員。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） 今松本議員からありました質疑に対して、その課題については審議を十分に尽くして、全会一致で可決したものであります。

議長（北元 豊君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結致します。

これより順次討論、採決致します。

議案第34号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第34号について反対をしたいと思います。

学校の施設整備基準は、学校の設置者に義務づけされているものであります。小中学校施設整備の基本方針というのは、健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保、すなわち児童生徒の学習及び生活のための空間として、児童の健康と安全を十分に確保することはもちろん、豊かな人間性を育む文化的な環境づくりを通して魅力に富み、快適で豊かな施設環境を確保することが重要である。また、十分な安全性、防災性、防犯性を備えた安心感のある施設環境を形成することを強く求めています。市の教育委員会は、小中一貫教育そのものの内容や課題を、全ての保護者、教育関係者等に丁寧に説明して十分な理解と合意形成を図るのは当然であります。しかし、こういった学校設置条例、吉名小中学校の併設に

伴う関係者の合意形成は大前提でありますけれども、先ほど委員長報告を求めたように、吉名小学校の校舎の耐震性を満たさない現状に対して、全ての保護者、子どもたちや教育関係者に丁寧な説明をして合意を得られていないと私は考えます。教育上、安全上に支障がない、こういった明確な説明根拠も示されておられません。したがって、私はこの議案第34号に反対をしたいというふうに思います。

議長（北元 豊君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第35号に反対をします。

今回の市水道事業給水条例案は、水道使用料金を当面は29%値上げ、10年後には約50%にまで大幅に値上げすることにつながるものであります。私は、こういった水道料金の大幅な値上げは強く反対をしたいと思います。今回の水道料金の値上げは、市民生活の影響について、市長はやむを得ないとしています。現行の水道料金は、ほとんど水を使用していない人と月8立方メートルを使用した人が同じ料金となり、公平な料金負担となっていない、だから公平な負担料金の考え方に基づいて、使用料に応じた従量制料金を導入するとしています。この結果どうなったか、改定案では本当に公平な負担料金と言えるでしょうか。

現行水道料金の一般用水は、基本料金が1カ月606円、従量料金は1立方メートルから8立方メートルまでは0円です。また、現行工業用水は、基本料金が1カ月1万3,0

26円、従量料金は1立方メートルから100立方メートルまでは0円です。これを、改定案では1カ月の基本料金を、一般用水では606円から680円、プラス74円、率で12.2%の値上げ、逆に工業用水は1万3,026円が680円、マイナス1万2,346円、率で95%も大幅な値下げをしています。改定案の従量料金は工業用の区別を廃止し、一般用水と同じく、1立方から8立方メートルは50円です。この料金改定案は、市の資料によると単身世帯の水道料金16立方メートル、2カ月が現行1,038円から改定後は2,332円となり、1,024円の増、率で78.2%もの大幅な値上げとなります。この料金改定のどこが公平な料金負担と言えるのでしょうか。市民の暮らしや生活を脅かす水道料金の値上げは即刻中止すべきであります。

平成28年度から平成46年度、19年間の投資計画、長期事業計画を見てみますと、法定耐用年数を機械的に適用して、約133億円の総費用が試算されております。長寿命化の施策や整備内容の精査で約74億円に縮減されておりますけれども、もっと実効性ある合理的な精査をすべきであります。

最後に、広島県用水受水と竹原市の自己水源の活用についてでありますけれども、2015年度の計画取水量、これを見てみますと、県用水受水量は削減をしないで、市内自己水源を日量4,620立方メートル、取水計画の21.27%も削減をしているわけであり、市内の貴重な資源、市民の宝とも言うべき竹原市の地下水を無駄にしていると指摘せざるを得ません。広島県用水の受水は、2016年度の予算で2億673万6,000円です。水道事業費8億4万9,000円の25.8%を占めています。多大な水道事業費の負担であります。県用水は廃止に向けた取組を急ぐべきであります。この県用水受水費問題が解決されれば、そして竹原市工業用水の水源確保に伴う政策判断と同じように一般財源からの充当を行えば、今回のような大幅な水道料金の値上げは全く必要ありません。

私は、以上の理由をもって議案第35号の水道料金の大幅な値上げに強く反対をするものであります。

議長（北元 豊君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

堀越議員。

5番（堀越賢二君） 私は、議案……。

議長（北元 豊君） ちょっと待ってください。通告が出てないんであります。



会議規則第51条には、会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告を提出しなければならないとなっております。今後においては、発言通告を提出するようにお願いします。

どうぞ。

(「反対討論はええんじゃがのう」と呼ぶ者あり)

5番堀越議員。

5番(堀越賢二君) 私、勘違いをしておりましたが。

私はこの議案第35号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

これは、総務の方でしっかりと委員会内において、各委員会より本当に厳しい意見等も出ました。今まで何をやっていたんだ、また本当に今の状況がそういった状況なのか、これは水道料金のことでありますから市民生活に直結したものであります。そういった中において、この6月の議会において上程され、10月1日からの開始ということで、これにおいても少し期間が足りないのじゃないか、本当に委員会の中においても、各それぞれの委員会から市民を代表する声として様々な意見が出ました。しかしながら、担当の公営企業部長、水道課長の方から様々な追加資料も頂き、説明の中で委員会においても理解をし、賛成をしました。

しかしながら、その中でもこの6月議会、10月1日からの開始ということは非常に市民の皆さんに周知をする時間がないのじゃないか、なぜこの料金の値上げが今までなかったものが必要なのかといったようなところも含めて、ありとあらゆる媒体を利用して住民の皆さんにしっかりと正しい認識と理解をして頂くための周知徹底をお願いをしますということに対して、それはしっかりとやっていくという答弁を頂きましたので、それらを実行して頂く、市民の皆さんが納得頂ける周知をしていくということを担保されたものと信じまして、私はこの議案第35号に対して賛成の討論をさせていただきました。

以上です。

議長(北元 豊君) これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(北元 豊君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号竹原市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例案について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第39号一般会計の補正予算に反対をしたいと思います。

1つは、旧法務局改修に伴う測量設計委託料500万円についてでありますけれども、竹原市商工会議所の移転に伴う具体的な内容が全く示されていないままの予算措置であり、予算のあり方そのものに大きく私は疑問を持っています。

2つ目は、家庭ごみを収集するためのごみ袋作製委託料2,469万1,000円についてでありますけれども、一般質問でも展開しましたように、循環型社会形成の理念を逸脱している、もう一つは市民の声を無視するような予算措置だと、以上をもってこの予算に反対したいと思います。

議長（北元 豊君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5～日程第7

議長（北元 豊君） 日程第5，議案第36号竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案から日程第7，議案第40号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の3件を一括議題と致します。

本件は都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

4番高重洋介民生都市建設常任委員長。

民生都市建設常任委員会委員長（高重洋介君） それでは、民生都市建設委員会審査報告を致します。

本委員会に付託の事件は、6月16日，22日の2日間，慎重審議の結果，議案第36号竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案は，賛成多数により原案可決致しました。

議案第37号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は，賛成多数により原案可決を致しました。

議案第40号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は，賛成多数により原案を可決致しました。

以上，報告を致します。

議長（北元 豊君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

これより順次討論，採決致します。

議案第36号竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第36号家庭ごみ収集の有料化、すなわち有料の指定ごみ袋制度を導入する内容について、この条例について反対をしたいと思います。

家庭ごみ等廃棄物処理の基本は、循環型社会形成推進法の理念を重視すべきであります。循環型社会とは、1つ、廃棄物等の発生抑制、2つ、循環資源の循環的な利用、3、適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会とあります。廃棄物処理法の優先順位も定めています。発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分等の順位であります。国や地方自治体、事業者や国民の役割分担も明確にしています。家庭ごみの処理は市民の暮らしに直結するだけに、市民の参加協力は不可欠であります。市民は、家庭ごみ処置のリサイクル、減量化について分別の徹底を強く求めています。ごみ収集の有料化は必要がない意見が多数を占めています。この市民の意見、市民の声を無視することは断じて許せません。有料の市指定ごみ袋制度を導入して、即効性のある大幅なごみ減量を達成するという安易な手段を市民は求めておりません。

竹原市のごみの共同処理をしている東広島市は、新聞報道にありますように、指定ごみ袋を4倍に値上げをして提案されており、市民生活への影響が懸念されているわけであり、現行17分別種を、新しいごみ焼却施設に伴って9分別種に削減をしようとしている。これは資源ごみや有害ごみを燃やし尽くす、こんなことは断じて許せるものではありません。

最後に、一般廃棄物、家庭ごみ処理等の基本は3Rの具体化推進でありました。循環型社会形成の理念を大切に、市民と粘り強くごみ処理行政を進めることを再度強く求めて、私の反対討論とします。

議長（北元 豊君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 議案第37号市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例案について、私は反対をしたいと思います。

保育に関わる職員配置基準や施設基準の見直し、規制緩和は保育の質を低下、劣化させるもので、子育て支援の大きな柱を崩壊させかねません。待機児童の緊急対策を講じずに、基準を引き下げて児童を詰め込むように求める政府の計画に、自治体からも懸念が出されております。新たな保育施設にこの基準が適用されれば、竹原市の保育水準を低下させることは明らかであります。全国的に保育士の不足が著しい中で今最も急がれることは、保育士等の賃金引き上げや労働条件の整備、改善、充実であります。この反対理由を述べて、私は議案に反対します。

議長（北元 豊君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 議案第40号、この議案は国民健康保険の広域化、広島県運営に伴うシステム整備費104万4,000円が予算措置されており、私はこの議案に反対をするものです。

付託議案の審査の答弁では、国保運営が竹原市から広島県に移行した場合、現行保険税が高くなることはないかと私は質問しましたが、これに対する明確な答弁がありませんでした。逆に、国保の運営が広島県全域一帯で運営されることになれば、国保税の平準化というもとに国保税の大幅な値上げとなります。竹原市の国保税の連続値上げが行われておりますけれども、広域化の準備と指摘することができると思います。今必要なことは、生活保護基準以下の生活を強いられる、生活を脅かすほど高い国保税を引き下げることであります。国保証、保険証の実質取り上げなど、市民の命、生存を脅かす事態は断じて許せない。私は、この議案である国保の広域化を準備するシステム整備予算に反対をしたいと思います。

議長（北元 豊君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8

議長（北元 豊君） 日程第8、閉会中の継続審査についてを議題と致します。

お手元に配付致しておりますとおり、各常任委員会委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮り致します。

それぞれの委員長からお申し出のとおり，閉会中の継続審査とすることに致したいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，それぞれの委員長から申し出のと  
おり，閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮り致します。

本日可決されました各案件につきまして，その条項，字句，数字，その他の整理を要す  
るものにつきましては，その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，条項，字句，数字，その他の整理  
は議長に委任することに決定致しました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て終了致しました。よって，平成28年  
第2回竹原市議会定例会を閉会致します。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 28 年 11月 1日

竹原市議会議長 北元 豊

竹原市議会議員 宇野 武則

竹原市議会議員 山元 経穂